

和歌山工業高等専門学校施設マネジメント委員会規則

制定 平成19年3月20日
最近改正 平成30年7月18日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校における施設マネジメント指針（以下「指針」という。）に基づき、和歌山工業高等専門学校施設マネジメント委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 施設の計画に関する事項。
- 二 施設の整備に関する事項。
- 三 施設の維持管理に関する事項。
- 四 その他施設マネジメントに関する事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 企画会議構成員
- 二 総務課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副校長が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(施設マネジメント部会)

第6条 指針第6に基づき、委員会に施設マネジメント部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 第3条第1号の委員の中から校長が指名したもの
 - 二 総務課長
 - 三 総務課長補佐
 - 四 施設係長
 - 五 その他校長が必要と認めたもの
- 3 部会に部会長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成19年3月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年7月 1日から施行する。